

タックス・アップデート

税関と国際貿易

2021年4月

EY - Tax and Law Updates

2021年4月のタックスアップデートの要点は以下の通りです。

- ▶ 2021年5月1日に公式に発効となった英国ベトナム自由貿易協定（UKVFTA）について
- ▶ 商工省（MOIT）による国家管理ポリシーの対象となる食品や輸入食品の検査・試験を行う認証機関リストの更新
- ▶ マレーシア原産の一部の鉄鋼製品に対するアンチダンピング関税措置の適用
- ▶ 税関総局（GDC）および市・省の税関局発行のオフィシャルレターに関する留意点
 - ▶ ロイヤリティの追加申告を行う場合の関税の支払い期限について
 - ▶ メンテナンスのために輸出され、再度輸入される製品の課税価格
 - ▶ 税関分野における税金の納税とデジタル化のための電子プログラム
 - ▶ 自動車裾野産業に適用される優遇税制措置の対象となる材料および部品
 - ▶ 投資登録証明書（IRC）に登録された輸出加工企業（EPE）ステータスの実装に関するガイダンス
 - ▶ 輸出生産のために輸入された商品に課された関税の還付
 - ▶ 欧州連合ベトナム自由貿易協定（EVFTA）に基づく原産地自己証明書（C/O）に関するガイダンス
 - ▶ 輸入される梱包品に適用される税関手続
 - ▶ 包装に原産地が表示されていない輸入商品

2021年5月1日に公式発行となった英国ベトナム自由貿易協定（UKVFTA）について

2020年12月29日、英国ロンドンにおいてベトナムとイギリスとの自由貿易協定（UKVFTA）が締結され、2020年12月31日付 決議190/NQ-CPに基づき、ベトナム政府は2021年1月1日よりUKVFTAの暫定適用を開始しました。

その後2021年3月26日にハノイにおいて、在ベトナム英国特命全権大使、商工省（MOIT）の副大臣や外務省の代表者等が出席し、UKVFTAの発行日を確認する交換式が開催されました。

UKVFTAの第9条2項aには、両国が国内における法的手続の完了通知を受領した日から起算して2カ月目の初日より本協定が効力を有すると定められており、上記の式典から2ヶ月後の2021年5月1日付で公式に発行されました。

商工省（MOIT）による国家管理ポリシーの対象となる食品や輸入食品の検査・試験を行う認証機関リストの更新について

食品安全法およびその詳細規定である2018年2月2日付 政令15/2018/ND-CPに定める内容を実行するため、MOITは2021年3月9日付で、MOITが認証した検査・試験機関のリストを更新しました。その中には下記が含まれています。

- ▶ 国家管理ポリシーの対象となる食品の検査を行うことを許可された機関のリスト
- ▶ 上記の検査に対して検証を行うことを許可された機関のリスト
- ▶ 輸入食品の検査機関のリスト

上記の各機関の名称や住所等の詳細は、MOITのホームページで参照することが可能です。

マレーシア原産の一部の鉄鋼製品に対するアンチダンピング関税措置の適用について

マレーシアを原産とする特定のH形鋼製品に課される一時的なアンチダンピング関税措置について、MOITは2021年4月2日付で決議書1162/QD-BCT（決議書1162）を発行しました。

現在、H形鋼の最恵国待遇（MFN）の輸入関税率として非合金H形鋼に15%、合金H形鋼に0%が定められています。一方、マレーシア産のH形鋼に対する特惠関税率は、ASEAN物品貿易協定（ATIGA）に基づいて合金・非合金いずれも0%と定められていますが、MOITは決議書

1162 において、マレーシア産の H 形鋼に対して、追加輸入関税として 10.2%のアンチダンピング関税措置を適用することを決定しました。

上記のアンチダンピング関税措置は、2021 年 4 月 9 日より適用され、120 日間有効となります。アンチダンピング関税措置の対象となる鉄鋼製品および HS コードの詳細は、決議書 1162 に記載されています。

税関総局（GDC）及び市・省の税関局発行のオフィシャルレターに関する留意点

▶ ロイヤリティの追加申告を行う場合の関税の支払い期限について

GDCは2021年3月29日付でオフィシャルレター1433/TCHQ-TXNKを発行し、2021年1月22日付 通達 06/2021/TT-BTC（通達06）に規定されているロイヤリティに関するガイダンスを提供しています。特に、輸入通関の際に申告しなければならない追加料金（ロイヤリティを含む）を輸入通関登録時に確定できない場合の取り扱いについて規定しています。

通達06によると、輸入通関申告時に追加料金（ロイヤリティを含む）を確定して申告できない場合、関税の納付期限は輸入者が追加料金を確定できた日より5営業日以内となります。

追加料金の確定日は状況により異なります。例えば、支払請求を受け取った日や、追加料金に関する確認書に署名した日等に基づき決定されます。

上記のようなケースの関税納付期限について、以前は2019年8月30日付 通達 60/2019/TT-BTCで修正された2015年4月1日付 通達39/2015/TT-BTCに基づき決定されていました。通達 06により、輸入通関登録時にロイヤリティの金額を確定できない場合は、申告者がロイヤリティの支払いを実際に行った日から5営業日以内に輸入通関申告書を修正し、追加税金を支払うことが求められています。

上記の通り、ロイヤリティの追加申告に関する関税納付期限が変更されているためご注意ください。

▶ メンテナンスのために輸出され、再度輸入される製品の課税価格について

2021 年 4 月 1 日付でオフィシャルレター1485/TCHQ-TXNK が発行され、修理やメンテナンスのために海外に輸出された後、再輸入される製品の課税価格に関するガイダンスが発行されました。

輸入した製品が破損しており、修理またはメンテナンスのために海外に輸出する必要があり、補償の対象外或いは期限が過ぎている等の理由で申告者が海外業者に修理代を支払う場合の、ベトナムに再輸入する際の課税価格は下記の通りです。

- ▶ 関税評価額は、修理に使用された部品や修理サービス料を含む、海外業者に支払われた合計金額です。
- ▶ 輸入関税の計算基礎となる課税価格は関税評価額です。
- ▶ 一方で輸入付加価値税（VAT）の計算基礎となる課税価格は修理に使用された部品の価格となります。部品金額と修理サービス金額が請求書に個別に記載されている場合には、修理サービス料を VAT の計算基礎となる課税価格に含める必要はありません。

e-customs システムでは、輸入関税と輸入 VAT それぞれの計算基礎となる課税価格を別々に申告することができないため、一旦サービス料を含む課税価格に基づいて計算した輸入 VAT を支払った後、後から過払い金額の還付を申請することができます。

▶ 税関分野における税金の納税とデジタル化のための電子プログラムについて

GDC は税関分野における税金の納税とデジタル化のための電子プログラムに関する質問について、2021年4月2日付 オフィシャルレター1517/TCHQ-TXNK において下記の通り回答しています。

- ▶ 認定通関業者（AEO）が電子プログラムに登録した場合、AEOにより電子プログラムに登録された商業銀行に対して、その月に発生したAEOが支払うべき税金の合計額に関する情報が、遅くとも翌月10日までに電子プログラムから自動で転送されます。その後、商業銀行は当該金額を国に送金します。
- ▶ 税関書類の提出について
 - ▶ 規定上、紙面で税関に提出しなければならない原本書類に関して、税関申告者は直接税関当局に提出するか、郵送することができます。
 - ▶ その他の税関書類は、電子データ或いは紙面を電子データに変換したもの（企業の電

子署名入りスキャンデータ）を電子システム（**e-customs**システム）で提出することが可能です。これらに関して、市・省の税関当局が通関手続中に企業の署名・捺印入りの紙面の原本書類或いは公証版書類の提出を要求する行為は、現行の税関規則に準拠したものではありません。

- ▶ 還付申請書類について、**2020年11月23日**より電子システム（**MGH**システム）上で免税・減税・還付・非課税や過払い税金の処理を行うことができるようになりました。企業は**MGH**システムを通じて還付申請のための税関書類を提出することができます。
- ▶ 企業は紙面或いは電子データ形式で税関書類を保持することができます。電子データとして保持する場合、申告者は電子取引法に沿って電子文書の完全性及び形式要件を確保する必要があります。
- ▶ **自動車裾野産業に適用される優遇税制措置の対象となる材料および部品について**

GDC は **2021年4月2日**付でオフィシャルレター**1497/TCHQ-TXNK**を発行し、自動車裾野産業に適用される優遇税制プログラム（以下、「プログラム」）に関して政令**57/2020/ND-CP**の第**7条b**に基づいたガイダンスを提供しています。

プログラムの対象、適用条件は下記の通りです。

- ▶ 製造・組立のために輸入される材料および部品が、政令**111/2015/ND-CP**で規定された自動車製造・組立産業向けの優遇裾野産業製品リストに含まれていること
- ▶ **MOIT**が発行する自動車製造・組立ライセンスを所有する自動車製造・組立メーカーと売買契約を締結していること
- ▶ ベトナム国内に製造施設を所有している、もしくは製造施設および関連する機械設備の使用権を有していること
- ▶ ベトナム国内で製造ができない輸入材料および部品であること

下記の条件を満たす輸入材料および部品については、プログラムによる優遇措置を受けることができます。

- (i) プログラムに定められた条件を満たしていること
- (ii) 税関当局に届け出た製造施設において、自動車関連の裾野産業に含まれる製品を製造・加工・組立するために使用されていること（簡易設備により単純な組み立てを行う場合などは除く）
- (iii) MOIT 発行の自動車製造・組立ライセンスを所有する自動車製造・組立メーカーに対して、実際に裾野産業製品が販売されていること

▶ **投資登録証明書(IRC)に登録された輸出加工企業(EPE)ステータスの実装に関するガイダンス**

GDC は 2021 年 4 月 6 日付オフィシャルレター1578/TCHQ-GSQL において、EPE ステータスに関する多くの質問に回答しました。2021 年 4 月 25 日以降に企業が EPE として IRC を取得した場合は、IRC の発行日から非関税区に適用される優遇措置を享受することができます。

EPE 企業として求められる各種条件を満たすために、企業は施設の建設等を行うことが認められており、税関当局は企業が本稼働を開始する前に、当該条件を満たしているかどうか確認するため検査を行います。

▶ **輸出生産のために輸入された商品に課された関税の還付**

税関総局は 2021 年 4 月 8 日付オフィシャルレター1612/TCHQ-TXNK において、輸出生産のために輸入した原材料に課された関税の免税・還付に関する質問に回答しています。

(i)企業が輸出生産のために原材料を輸入（税関申告書タイプ E31）した後でその原材料の用途変更を申告（税関申告書タイプ A42）した場合、または、(ii)企業が国内生産のために原材料を輸入（税関申告書タイプ A12）した後、その加工を外部に委託した後に半製品・完成品を引き取り輸出生産を行う場合は、当該輸入原材料は輸入関税の免税対象ではなく、また輸入時付加価値税の対象となります。

▶ **EVFTA に基づく原産地自己証明書に関するガイダンス**

GDC の 2021 年 4 月 8 日付オフィシャルレター1604/TCHQ-GSQL 及びホーチミン市関税局の 2021 年 3 月 30 日付オフィシャルレター678/HQHCM-GSQL において、EVFTA に基づく原産地自己証明書に関するガイダンスが提供されています。

- ▶ 原産地自己証明書が不正確な場合、修正した原産地自己証明書の再提出が認められません。
- ▶ 税関当局が REX コードを確定する場合に、原産地自己証明書に"Exporter Reference No...."の文言が含まれていたとしても有効性に影響はありません。
- ▶ オランダから輸出されているがドイツの輸出者によって原産地自己証明書が発行された製品に関しては、EVFTA の原産地規則に沿って 2020 年 6 月 15 日付 通達 11/2020/TT-BTC に定める規定に準拠しているものとして扱われます。

▶ 輸入される梱包品に適用される税関手続

原産地、商標、有効期限等の情報が記載されている梱包品の輸入について、ホーチミン市税関局の質問に対して GDC が下記の通り回答しています。

- ▶ 梱包品（商品が入っていないもの）に情報が記載されていない場合、税関当局は規則に基づいて通関手続きを行います。
- ▶ 梱包品（商品が入っていないもの）に原産地、商標、有効期限等の情報が記載されている場合、(i)輸出用の生産・加工に用いる場合、(ii)その企業自身が生産した商品を国内外へ販売するために梱包する目的で用いる場合、輸入することができます。

梱包品が国による専門的な管理対象となる場合、当該梱包品は該当する管理ポリシーに定められた条件を満たす必要があります。輸入梱包品の記載は、印刷活動に関する規制に準拠した内容である必要があります。

- ▶ 梱包品に、外国の商標や「日本製」「米国製」といった外国原産地の情報が表示されている場合、税関当局は通関手続きを行いません。

詳細は 2021 年 3 月 2 日付オフィシャルレター973/TCHQ-GSQL を参照ください。

▶ **包装に原産地が表示がされていない輸入商品**

2021年3月30日付でホーチミン市税関局は包装に原産地が表示されていない輸入商品の取り扱いに関するオフィシャルレター**677/HQHCM-GSQL**を発行しました。

原産地表示のない商品を輸入した場合、輸入者は原産地表示に関する**2017年4月14日付政令43/2017/ND-CP**の規定に違反しています。

ただし、輸入品の原産地検査と決定は、商品の原産地に関する規定やベトナムが加盟している国際条約、**MOIT**が発行した自由貿易協定のガイダンスとなる通達、輸入申告の内容や実際の輸入品に基づき行われる必要があるため、商品に原産地が表示されていないことをもって原産地証明書の発行を拒否する理由とはなりません。

Contacts

EY professionals at Ernst & Young Vietnam Limited (EY Vietnam)

Hanoi Office

Huong Vu | Partner | Hanoi Tax Leader
huong.vu@vn.ey.com

Tram Van Bui | Director
tram.van.bui@vn.ey.com

Hung Khanh Le | Director
hung.khanh.le@vn.ey.com

Japanese Business Services
Takaaki Nishikawa | Director
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

Korean Business Services
Kyung Hoon Han | Associate Director
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh City Office

Robert King | Partner | Indochina Tax Lead
robert.m.king@vn.ey.com

Anh Tuan Thach | Partner
anh.tuan.thach@vn.ey.com

China Overseas Investment Network
Owen Tsao | Director
owen.tsao@vn.ey.com

Japanese Business Services
Takahisa Onose | Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services
Cheon Ju Lee | Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2021 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

APAC No. 16290401

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/en_vn